第九条の見出し中「起債許可団体の判定のための数値」を「実質公債費比率」に改め、同条中「第五条の四第一項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に、「第十一条第二号」を「第十二条第二号及び第三十条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第五条から第八条までを削る。

第四条を第九条とし、第三条の次に次の五条を加える。

（協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値）

第四条　法第五条の三第三項に規定する実質公債費比率に係る政令で定める数値は、百分の十六とする。

（協議不要対象団体の判定のための実質赤字額の額）

第五条　法第五条の三第三項に規定する実質赤字額に係る政令で定める額は、零とする。

（協議不要対象団体の判定のための連結実質赤字比率の数値）

第六条　法第五条の三第三項に規定する連結実質赤字比率に係る政令で定める数値は、零とする。

（協議不要対象団体の判定のための将来負担比率の数値）

第七条　法第五条の三第三項に規定する将来負担比率に係る政令で定める数値は、都道府県等にあっては百分の三百、市町村にあっては百分の二百とする。

（協議不要基準額）

第八条　法第五条の三第三項に規定する地方債の合計額に係る政令で定める額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の額に百分の二十五を乗じて得た額に第四号に掲げる額を加算した額とする。

一　第十三条各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額

二　当該地方公共団体が経営する法適用企業（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条の規定により同法の全部又は一部を適用する公営企業（法第五条第一号に規定する公営企業をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）ごとに営業収益に相当する収入の額から受託工事収益の額を控除した額を合計した額

三　当該地方公共団体が経営する法非適用企業（第四十六条各号に掲げる事業を行う公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。以下同じ。）ごとに営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額を合計した額

四　当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債（当該地方公共団体の財政の健全性に及ぼす影響が軽微であるものとして総務省令で定めるものに限る。）のうち法第五条の三第三項各号に掲げるものの合計額

第十三条中「第五条の四第一項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に改める。

第四十三条を第五十二条とし、第三十七条から第四十二条までを九条ずつ繰り下げる。

第三十六条中「第二十四条」を「第三十三条」に改め、同条を第四十五条とし、第三十五条を第四十四条とする。

第三十四条第二項第四号中「第二十四条第一項第二号」を「第三十三条第一項第二号」に、「第三十条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十三条とし、第三十三条を第四十二条とする。

第三十二条第一号中「第二十四条第一項第一号」を「第三十三条第一項第一号」に改め、同条を第四十一条とし、第三十一条を第四十条とする。

第三十条第一項中「第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条」を「第三十三条から第三十五条まで、第三十六条第一項、第三十七条」に、「第三十四条第二項」を「第四十三条第二項」に、「第二十四条第一項第四号」を「第三十三条第一項第四号」に、「第三十条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同条第二項中「第二十五条」を「第三十四条」に改め、同条を第三十九条とし、第二十九条を第三十八条とする。

第二十八条第一号中「第二十四条第一項第一号」を「第三十三条第一項第一号」に改め、同条を第二十七条とし、第二十六条を第三十六条とする。

第二十六条中「第二十四条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を第三十五条とし、第二十五条を第三十四条とする。

第二十三条中「並びに第七条第二項及び第二十一条第一項」を「、第十七条第二項の届出書並びに第二十一条第二項及び第二十八条第一項」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十二条を削る。

第二十一条を第二十八条とし、同条の次に次の三条を加える。

（地方公共団体の組合における起債の協議等についての特例）

第二十九条　地方公共団体の組合についての法第五条の三の規定の適用については、同条第三項に規定する協議不要対象団体（この項の規定により同条第三項に規定する協議不要対象団体とみなされる地方公共団体の組合を含む。）のみが加入する地方公共団体の組合を同項に規定する協議不要対象団体とみなす。この場合において、同条第七項中「届出をした地方公共団体」とあるのは「届出をした地方公共団体の組合に加入する地方公共団体」と、「当該地方公共団体」とあるのは「当該地方公共団体の組合」とする。

2　地方公共団体の組合についての法第五条の四の規定の適用については、同条第一項第一号に規定する地方公共団体（この項の規定により同号に規定する地方公共団体とみなされる地方公共団体の組合を含む。）が加入する地方公共団体の組合を同号に規定する地方公共団体と、同条第一項第二号に規定する地方公共団体（この項の規定により同号に規定する地方公共団体とみなされる地方公共団体の組合を含む。）が加入する地方公共団体の組合を同号に規定する地方公共団体とみなす。

（決算未提出期間における起債の協議等についての特例）

第三十　地方自治法第二百三十三条第一項の規定により一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三及び第五条の四の規定並びに第八条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五条の三第三項	実質公債費比率	当該年度の前年度の実質公債費比率
	実質赤字額	当該年度の前年度の実質赤字額
	連結実質赤字比率	当該年度の前年度の連結実質赤字比率
	将来負担比率	当該年度の前年度の将来負担比率
法第五条の四第一項第一号	前条第四項第二号	当該年度の前年度の前条第四項第二号
法第五条の四第一項第二号	前条第四項第一号	当該年度の前年度の前条第四項第一号
第八条	当該年度前三年度	当該年度の前年度前三年度

2　地方公営企業法第三十条第一項の規定により法適用企業に係る特別会計の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三第五項（第二号を除く。）及び第五条の四第三項（第二号を除く。）の規定並びに第十五条及び第二十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五条の三第五項（第二号を除く。）	次に掲げる	当該年度の前年度において次に掲げる
	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
法第五条の四第三項（第二号を除く。）	経営の	当該年度の前年度において経営の
	当該年度に	当該年度の前年度に
	当該年度の前年度	当該年度の前々年度